Press Release

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年10月28日 自動車局整備課

STOP違法整備!あなたのクルマは違法に整備されていませんか? 特定整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ

認証工場以外で車検を受けた自動車ユーザーの5割が認証工場に依頼したと誤認しています。自動車ユーザーへの周知・啓発及び情報収集のため、アンケート調査を実施します。

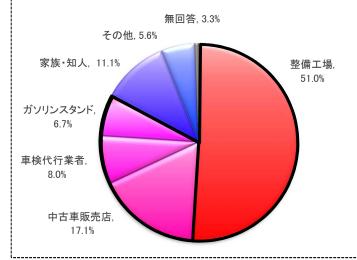
自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を「国の認証を受けた整備工場」(認証工場)へ委託しています。しかしながら、国の認証を受けないで「特定整備※」を違法に行う未認証事業者が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

未認証事業者による特定整備作業は、安全上の問題があるおそれもあることから、国土交通 省では、車検時に未認証事業者が整備作業を行った可能性のある自動車ユーザーに対し、別紙 により、未認証行為の違法性や認証工場の見分け方等を周知するとともに、その実態を把握する ため、本年度においても自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

※特定整備とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置、制動装置、緩衝装置等を取り外して行う 整備又は改造及び自動運行装置、運行補助装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備又は改造

<u>〇「あなたは誰に対して車検を依頼しましたか?」に対するユーザーの回答(令和元年度調査結果)</u>

・車検時に未認証事業者が点検整備を行った可能性のある自動車ユーザーに対してアンケートを実施



結果 考察:

- ・全体の約8割が未認証事業者に依頼しており、違 法に特定整備が行われている又は定期点検整備 が確実に実施されていないおそれがある。
- ・約5割は、認証工場へ依頼したと誤認している可能性がある。

今年度は、令和2年6月から8月に車検を受検したユーザー 約20万人を対象にアンケートを実施します。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 姉川、稲田

代表: 03-5253-8111 (内線 42428)、直通: 03-5253-8600、FAX: 03-5253-1639

(別紙)

STOP遺法整備III

あなたのクルマは 違法に整備されていませんか?



次のような装置の点検・整備(特定整備)は、国の認証を受けた工場でしかできません!

2 動力伝達装置

(ドライブシャフトなどの脱着)



7 運行補助装置

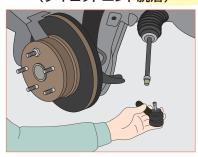
(自動ブレーキ用カメラ の調整など)



3 走行装置(ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置 (タイロッドエンド脱着)

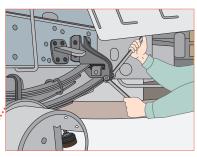


■ 原動機 (エンジン脱着)



6 緩衝装置

(リーフスプリング脱着)



5 制動装置

(ブレーキパッドなどの交換)



7 運行補助装置

(<mark>自動</mark>ブレーキ用のカメラなどが装着されている 窓ガラス・バンパーなどの脱着)





8 自動運行装置

(レベル3以上の自動運転を行うための 装置に係る整備・改造)

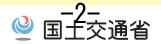
未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、 業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条 (認証)

自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。 道路運送車両法 第百九条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(十一)第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車特定整備事業を経営した者



特定整備を伴う車検や点検・整備は国の認証を受け

ねえ、うちの車、そろ そろ車検でしょう? 最近、ブレーキの効 きが気になるから、ブ レーキもよく点検して ほしいわ。



うん、いつもの整備 工場に車検を頼んで みようかな。

点検・整備する装置 によっては国が認証 した工場しかできな いみたいよ。



認証整備工場の標識(例)

このような標識を 持つ整備工場が 国の認証を受けた 工場だから、車検 を頼むときに確認 できるよ!



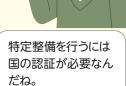
〇〇運輸局長認証 自動車特定整備事業

○○運輸局長認証 ^{普通}自動車特定整備事業

※「自動車分解整備事業」の標識もあります。

国の認証を受け た整備工場が分 かるんだね。





次の全てにチェックが入る業者・整備工場では、違法に特定整備が行われているおそれがありますので、 最寄りの運輸局担当窓口に情報提供をお願いします。

check

- □ 依頼した点検・整備作業がチラシ表面の ~ 🛭 のどれかに該当するか
- □ 点検整備記録簿または特定整備記録簿に、「認証整備工場名」と「認証番号」の両方が記載されていない
- □ 依頼先の工場に上記のような標識が掲示されていない
- ···· 車検証の備考欄中、〔受検形態〕が「使用者」又は「その他」と記載されている

車検証の備考欄をご確認ください。

[受検形態]

- ●指定整備工場、認証整備工場 国の認証を受けた整備工場によって車検が行われている場合です。
- ●使用者

自動車ユーザー本人が車検を受けた場合です。

- ●その他(使用者以外の者により受検が代行された場合) 上記以外の方が車検を受けた場合です。
 - 違法に特定整備が行われている又は 定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。 点検整備記録簿を確認してください。





●北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 011(290)2752

●東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 022(791)7534 (青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)

●北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 025(285)9155 (新潟、富山、石川、長野)

●関東運輸局自動車技術安全部整備課 ………… 045(211)7254 (東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)

●中部運輸局自動車技術安全部整備課 ·········· 052(952)8042— (愛知、岐阜、三重、静岡、福井)

●近畿運輸局自動車技術安全部整備課 ……… 06(6949)6453 (大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)

●中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 082(228)9142 (広島、鳥取、島根、岡山、山口)

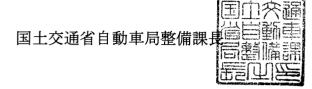
●四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課 …… 087(802)6783 (香川、徳島、愛媛、高知)

●九州運輸局自動車技術安全部整備課 ······ 092(472)2537 (福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)

●沖縄総合事務局運輸部車両安全課 ………… 098(866)1837

国自整第 194 号の 2 令和 2 年 10 月 29 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿



路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局 運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底 方お願い致します。

別添 国自整第 194 号 令和2年10月 29日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて

事故や故障等により道路上等に停止する自動車(以下「路上故障車等」という。)によって、他の交通の妨げになり二次的な事故等につながるおそれがある場合には、当該自動車をその場から緊急的に退避させる必要がある。この場合において、当該自動車を必要最小限に移動させるために行う道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)第3条各号に規定する装置の取外し、取付け又は運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更行為については、今般、下記のとおり整理したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 1. 路上故障車等を必要最小限に移動させるために行う装置の取外し行為及び運行補助装置の取付位置若しくは取付角度の変更については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的としていないことから、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第49条第2項の「自動車の整備又は改造」に該当せず、同項の「特定整備」に該当しない。
- 2. 施行規則第3条各号に規定する装置の取外し行為を行った後の整備若しくは改造 (取付け)については、自動車の構造又は装置の機能を正常に保ち又は正常に復することを目的とする行為が含まれていることから「特定整備」に該当する。

ただし、自動車特定整備事業者が路上故障車等を必要最小限の移動をさせるため、必要最小限の応急的な措置として特定整備を行った後に、当該事業者の事業場において、当該応急措置部分に付随する整備作業及び整備主任者によるできばえ確認業務等が行われる場合にあっては、当該整備作業を前提とした一連の作業であることから、必要最小限の応急的な措置として行った特定整備については、事業場外の作業であっても、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」

(平成18年3月2日付け国自整第126号)及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」(平成18年3月2日付け国自整第127号)によらず、行政処分の対象とはしないこととする。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年10月30日自動車局整備課

事故ゼロを目指して!大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施

~ 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討WGの検討結果を受けて ~

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 令和元年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況(詳細は、別紙1参照)

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- ・発生件数は112件(昨年比31件増加)
- ・冬期(10月~2月)に多く発生
- 特に東北地区で多く発生
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」(座長:交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長)を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめ (別紙2) が決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策(別紙3)」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和2年11月1日~令和3年2月28日

【主な実施項目】

- 運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- 運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- 貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検でのホイール・ ナットの緩みの点検を重点的に実施

<添付資料>

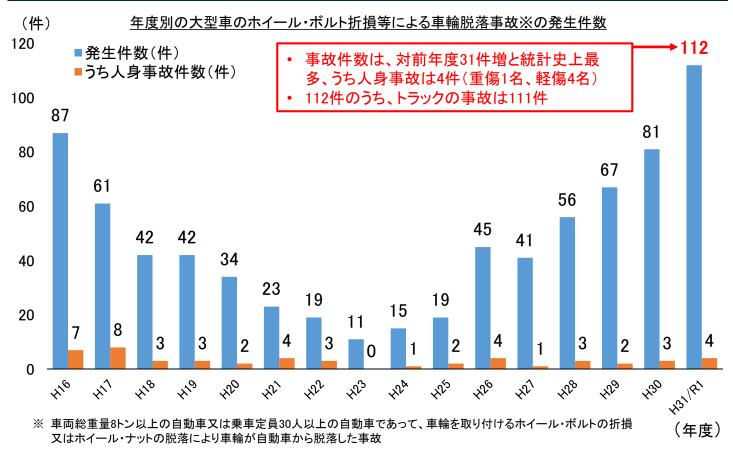
- 別紙1 令和元年度大型車の車輪脱落事故発生状況
- 別紙2 大型車の車輪脱落事故防止対策の方向性「中間とりまとめ」の概要
- 別紙3 大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」
- 参考 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ ((一社)日本自動車工業会作成)

〈問い合わせ先〉

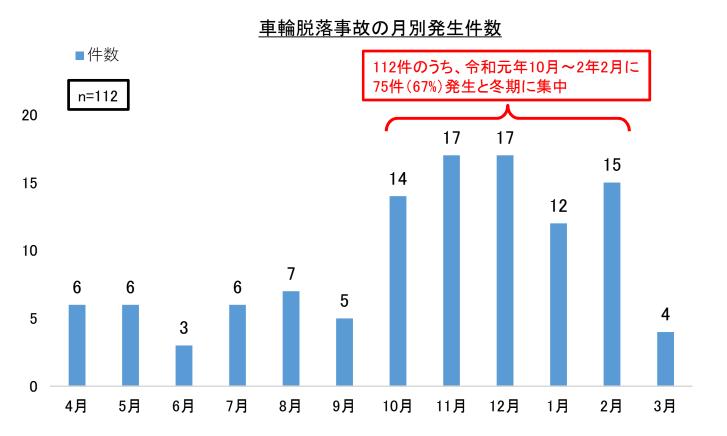
自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599(直通)、FAX:03-5253-1639

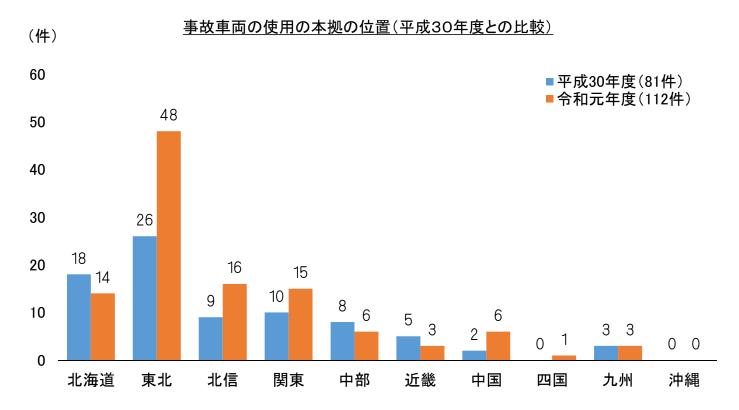
車輪脱落事故発生状況(令和元年度)[別紙1]



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

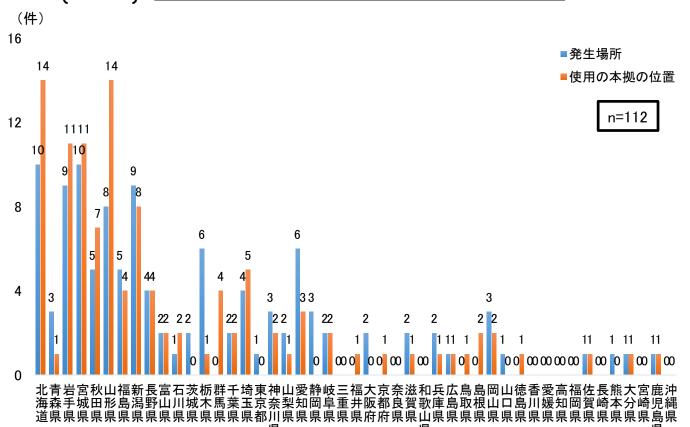


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

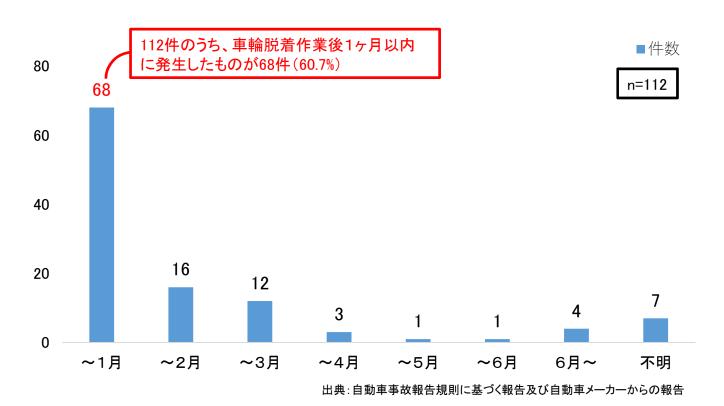


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

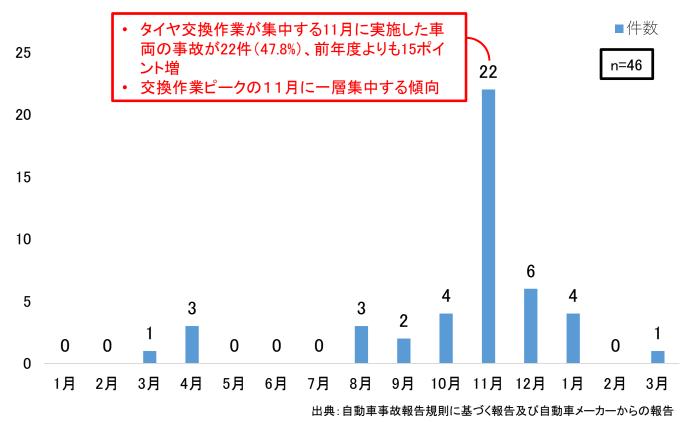
【 参考 】 事故発生場所、事故車両の使用の本拠の位置(都道府県別)

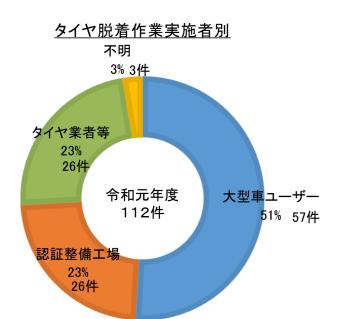


車輪脱着から脱輪発生までの期間



車輪脱落事故発生直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両の事故件数 (タイヤ交換実施月別)

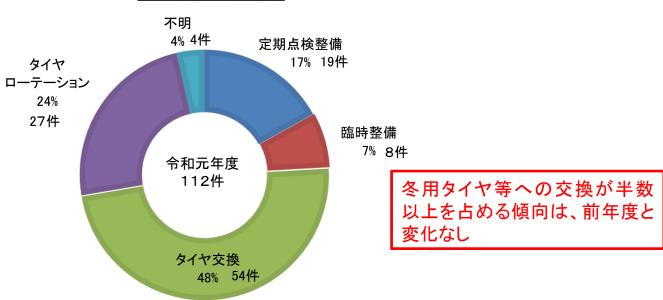




大型車ユーザーの交換が大 半を占める傾向は、前年度 と変化なし

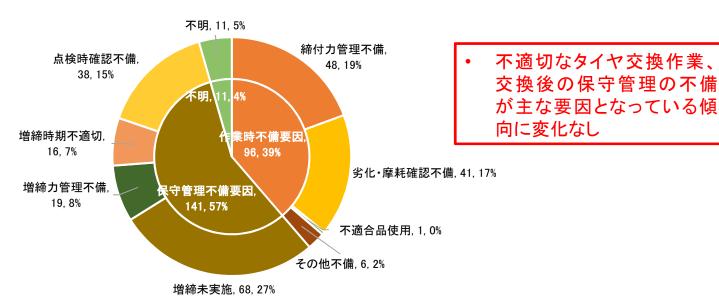
出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



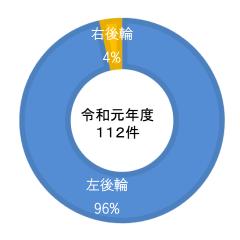
- タイヤ交換
 - 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - 摩耗したタイヤの交換 など
- ●タイヤローテーション
 - タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前 後・左右のタイヤを入れ替える

発生推定原因



出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

事故発生車両の車輪脱落箇所



左後輪の集中は、前年度と 傾向変化なし

<u>左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因</u>

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
 - ・右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
 - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回する ため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
 - ・ 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左(路肩側)に 傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気付きやすい。

別紙2

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ報告書概要 - 大型車の車輪脱落事故防止対策の方向性(中間とりまとめ)-

検討内容

依然として大型車車輪脱落事故の主要因となっている不適切なタイヤ交換作業、交換後の保守 管理の不備に対して、更なる効果的な車輪脱落事故防止対策を検討・立案するために、以下の内 容について検討した。

- ① 適切なタイヤ交換作業・保守管理が実施されない要因(使用者(事業者を含む)の使用環境の変化、点検整備方法の妥当性など)
- ② ①を踏まえた効果的な広報啓発方法
- ③ ①を踏まえたより実態にあった点検整備方法の検討
 - 使用年数 (新車・使用過程車) を考慮した締め付けトルクの管理方法
 - ホイール締付方式 (ISO・JIS) に適した点検整備方法
 - トルクレンチ以外の工具での最善の増し締めの実施方法
 - トラック、バスの運行形態を踏まえた増し締めの実施時期
- ④ その他
 - 運転者等に「点検時期」や「ホイール・ボルトの緩み」を警報する装置の実用化

タイヤ交換作業等の実態調査結果

脱輪事故を起こしていない事業者のタイヤ交換作業等の実態を把握するため、アンケート形式による調査を実施。脱輪事故を起こした事業者の実態と比較分析したところ、以下の傾向が見られた。

- 事故発生事業者は自社でのタイヤ交換作業が多いのに対し、事故未発生事業者は外注業者(タイヤ交換業者、整備工場)でのタイヤ交換が多い。
- タイヤ交換作業時のホイール・ボルト、ホイール・ナットの劣化摩耗状況確認は、事故発生事業者の方が実施している割合は低い。
- タイヤ交換作業時は、事故発生事業者及び事故未発生事業者のいずれも、規定されたトルクでホイール・ナットを締め付けしていない割合が多い。
- 事故未発生事業者は増し締めを実施していない割合は低いものの、緩みがあれば実施している割合が高い。
- 増し締め時は、事故未発生事業者の方が、規定されたトルクでホイール・ナットを締め付けしている実態が多い。

また、脱輪事故を起こしていない事業者での独自の事故防止対策を収集したところ、以下の取り組みが多く見られた。

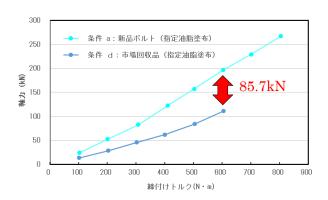
- タイヤ交換作業時の記録をとる。
- ナットにマーカーを引いて点検の目安にする。

車輪脱輪の原因究明のための実証実験結果

締め付けトルクに対するボルト軸力特性試験(単品試験)及び走行環境を模擬したホイール保

持能力試験(走行試験)の結果から、以下のことがわかった。

- 単品試験で市場回収品のボルト、ナットに指定油脂を塗布した場合、錆除去前、錆除去後、 のいずれも指定油塗布前に対して軸力が向上した。
- 単品試験で新品と市場回収品に指定油脂を塗布した場合、市場回収品は新品に対して約半分の軸力であった。(下図参照)
- 走行試験では、今回の試験条件、走行距離の範囲では軸力が低下したと言える結果は得られなかった。



事故防止対策の提案

○ 緊急的対策(事故増加の早期抑止を図るためのもの)

- 適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理を確実に実施させるためタイヤ交換作業管理表 を使用した記録・管理を整備管理者が実施
- ホイール・ナットの状態を確実に確認するための日常点検表の作成・使用
- ホイール・ナットへのマーキング、又は、市販化されているホイールナットマーカーを使用して、ホイール・ナットの緩み確認を強化
- 脱輪事故が多発する時期にあわせ、事故防止対策の推進を図るためのキャンペーンを実施

○ 抜本的対策(制度化を主としたもの)

- ホイールの締結力に影響のあるホイール・ボルト、ナットを極力排除するため交換目安の 例示の規定化を検討
- 適切なタイヤ交換作業を実施させるため大型車のタイヤ交換手順の規定化を検討
- 適切なタイヤ交換作業、交換後の保守管理を実施させるためタイヤ交換作業管理表の記録、 整備管理者による管理を義務づけることの制度化を検討
- 社内での事故防止対策の浸透を図るための教育の実施、理解度把握を整備管理者の権限であることの明確化を検討
- 整備管理者に対するタイヤ交換作業の管理能力確保のための技能講習受講の制度化を検 討

引き続き検討すべき課題

- 脱輪の要因を究明するための検証方法の検討
- 作業者のヒューマンエラーを前提としたハード対策の検討
- 車輪脱落事故の継続監視と発生状況に適応した対策の検討

別紙3

大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

1. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等(各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)及び各運輸支局等(神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会(以下「連絡会」という。)と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪 脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守 管理を実施するように周知徹底を図る。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.(1)及び(2)の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和元年度を優先に過去3年間(平成29年度以降)に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は、連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

2. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取 組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下 会員に対して、周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
 - 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント (**) について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に点検すること。
 - ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
 - ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者 (運転者)に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行っ た場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けるこ と。
- (2) 依然として、貨物自動車運送事業者において、自社でタイヤ交換作業を行った 車両による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対し ては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して、周知徹底す る。
 - ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、 別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、 適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
 - ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
 - ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト

付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキング (注1) を施す、又は、市販化されているホイールナットマーカーを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検 (注2) を確実に実施すること。

(3) 国土交通省から要請されるホイール・ナットの緩みの総点検の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪については、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日 常点検を重点的に実施すること。
- 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ 協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油 商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を 周知する。なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用して、タ イヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント について周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪について は重点的に確認するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの確実な 実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認するよ う啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法やトルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明を徹底するよう周知すること。

4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和2年11月から令和3年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等 及び連絡会構成団体(地方組織含む)は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報 を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

- 注1 ホイール・ナットへのマーキング(合いマーク)は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。
 - マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続 して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、 増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新た に施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- マーキングが確認しやすい色(白色、黄色等)を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のある ものを使用する。(例:油性顔料インキ)
- 注2 ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

- 1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
- 2. タイヤ交換後、50~100km走行後の増し締めの実施
- 3. 日常(運行前) 点検における、ディスク・ホイールの取付状態の確認
- 4. ホイールに適合したホイール・ボルト及びホイール・ナットの使用

落ちない! 大型車の車輪脱落事故

正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう!車輪脱落を防ぐ、4つのルール



規定のトルクで確実な締め付けを

締付け方式には、球面座で締め付ける JIS方式と平面座で締め付けるISO方式 があります。「規定の締付けトルク」で 確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、 ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締付けトルク」 で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。





50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下。 50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。







一日一回の 日常点検を

運行前にホイールボルト、ナット を目で見てさわって点検してく ださい。異常を発見したらすぐ 整備工場へ





ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合する ホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ) は履けません!ISO方式では、スチールホイール用ホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!







左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつ きにくい「左後輪」で発生し ています。左後輪の点検は 重点的に行ってください。



ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい 鎌びたボルト・ナット 錆によると思われる車輪脱落が発生して います。著しい錆のあるホイールやホイ・ ルボルト、ナットは、交換してください。





詳しくは、 こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同総合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる

事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、 【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。 ※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい 取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、 スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について



JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部 (球面座)にエンジンオイルなど指定の潤滑 剤を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナット とワッシャーとのすき間にエンジンオイル など指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナット の座面(ディスクホイールとの当たり面)に は塗布しないでください。

> ※ ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部 (インロー部)にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり 面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い 部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥 追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット 締め付け時の 注意点だよ!



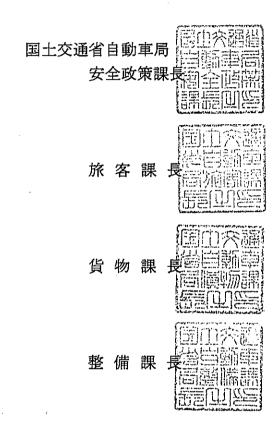
🕥 ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。 また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ホイール締付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)		
ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ:10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ:6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ:8本(PCD285mm)		
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪:右ねじ(新・ISO方式) 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20)後輪 M20、M30 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ		
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座·6種類 41mm/21mm		
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締め付け		
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座		
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換		
後輪ダブルタイヤの 締付け構造	ホイール ボルト 平面座 ホイール ナット カット 潤滑剤	ボイール 球面座 インナー 球面座 ナット ナット 滑滑剤		

国自安第110号の2 国自旅第261号の2 国自貨第54号の2 国自整第188号の2 令和2年10月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿



大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を 策定し積極的に取り組んできたところですが、令和元年度の発生件数は112件と平成1 1年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く受 け止める必要があります。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を 設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2 年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、 事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

 別 紙

 国自安第110号

 国自旅第261号

 国自 貨 第 5 4号

 国自整第188号

 令和2年10月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東·近畿運輸局自動車監查指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

> 自動車局安全政策課長 旅客課長 貨物課長 整備課長

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を 策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和元年度の発生件数は112件と平成 11年度からの統計上最大の件数となり、これまでにない危機的な状況であることを重く 受け止める必要がある。

昨年12月に、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査検討ワーキンググループ」を 設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2 年10月16日に中間とりまとめが決定されたところである。

この中間とりまとめを踏まえ、大型車の車輪脱落事故防止に係る令和2年度緊急対策として、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれたい。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

別添 1

大型車の車輪脱落事故防止「令和2年度緊急対策」

1. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等(各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)及び各運輸支局等(神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会(以下「連絡会」という。)と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪 脱落事故の発生状況を紹介し、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守 管理を実施するように周知徹底を図る。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.(1)及び(2)の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする事業者は、令和元年度を優先に過去3年間(平成29年度以降)に車輪脱落事故を発生させた運送事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は、連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局又は各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

2. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するように周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取 組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下 会員に対して、周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
 - 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント (**) について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に点検すること。
 - ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
 - ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者 (運転者)に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行っ た場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けるこ と。
- (2) 依然として、貨物自動車運送事業者において、自社でタイヤ交換作業を行った 車両による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対し ては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して、周知徹底す る。
 - ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に対して、 別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、 適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
 - ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
 - ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト

付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットへのマーキング (注1) を施す、又は、市販化されているホイールナットマーカーを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検 (注2) を確実に実施すること。

(3) 国土交通省から要請されるホイール・ナットの緩みの総点検の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪については、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日 常点検を重点的に実施すること。
- 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ 協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油 商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を 周知する。なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用して、タ イヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント について周知すること。特に、増し締めの必要性や脱落の多い左後輪について は重点的に確認するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、ホイール・ナットへのマーキングの施工依頼があった場合には、これに協力すること。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイントの確実な 実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪については重点的に確認するよ う啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法やトルクレンチは定期的な校正が必要であることを購入者に説明を徹底するよう周知すること。

4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬期における事故多発に鑑み、令和2年11月から令和3年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体(地方組織含む)は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

- 注1 ホイール・ナットへのマーキング(合いマーク)は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。
 - マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続 して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、 増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新た に施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- マーキングが確認しやすい色(白色、黄色等)を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のある ものを使用する。(例:油性顔料インキ)
- 注2 ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

- 1. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
- 2. タイヤ交換後、50~100km走行後の増し締めの実施
- 3. 日常(運行前) 点検における、ディスク・ホイールの取付状態の確認
- 4. ホイールに適合したホイール・ボルト及びホイール・ナットの使用

別添2-1

貨物自動車運送事業者の方へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和2年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、<u>積極</u>的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント (**) について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※印は、別紙3のチラシを参照

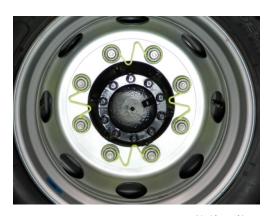
2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者(運転者) に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時に トルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

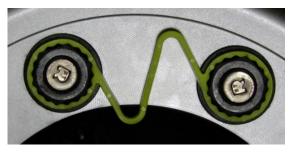
<u>自社でタイヤ交換した車両による事故が多く発生していることを踏ま</u> えた今年度の追加対策

- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に、別紙1の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が 行われていることを確認する。
- 別紙1の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの 取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、ホイール・ナットへのマーキング^(注1)を施す、又は、ホイールナットマーカーを活用したマーキングのずれの確認手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認する。

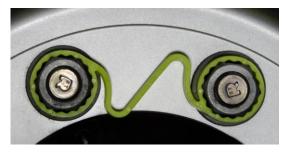
- 注1 ホイール・ナットへのマーキング(合いマーク)は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。
 - マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
 - ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで 連続して記入することが望ましい。
 - ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを 消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するか のいずれかによる。
 - ・ マーキングが確認しやすい色(白色、黄色等)を使用する。また、マーキングのずれが 目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
 - ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性 のあるものを使用する。(例:油性顔料インキ)
- 注2 ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカーによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカーの装着状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

別添2-2

旅客自動車運送事業者の方へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和2年度緊急対策」

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、 積極的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント (**) について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。 ※印は、別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者 (運転者)に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、 必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

タイヤ交換作業管理表

登	録	番	号	又	は	車	番
---	---	---	---	---	---	---	---

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結 果 (実施 √・ 交換×)
掃	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
の実施	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の 錆やゴミ、泥などを取り除く。	
,,,	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥な どを取り除く。	
	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や 損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がな いかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、 摩耗がないかを確認	
ı		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
原検の		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ 面に摩耗や損傷がないかを確認	
実施	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがない かを確認	
		○ ナットの座金(ワッシャ)が、スムーズに回 転するかを確認	
		※ ナットの座面部(球面座)に錆や傷、ゴミが ないかを確認	
油	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く 塗布する。	
脂類		ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く 塗布する。	
塗布	ホイール・ナット	※ 座面部(球面座)にエンジンオイルなどの潤 ※ 滑剤を薄く塗布する。	
の実施		O 座金(ワッシャ)とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	O スを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N⋅m

保 ホイール・ナットの増し締め ■ タイヤ交換後、50~100km走行後の増し締め を実施する。

- ※ JIS方式が対象。
- O ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金(ワッシャ)と の当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。
- 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。
- Δ 対角線順に2~3回に分けて締め付けること(<u>最</u>後 $\boldsymbol{\phi}$ 締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける)。
- 注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番	運行管理者(補助者)確認欄	
点検実施者(運転者)名	整備管理者(補助者)確認欄	

		実施日 令和	年 月 日
点検箇所		点検項目	点検結果 (〇・×)
運転席	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)	
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音
での		※ 低速、加速の状態	
点	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態	
検	ワイパー	※ 拭き取りの状態	
	〇 空気圧力計	空気圧力の上がり具合	
	○ ブレーキ・バルブ	排気音	
エン	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量	
ジ	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	
ン・	バッテリ	※ 液量	
ルー	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量	
7	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量	
の点検	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷
	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾 灯・制動灯・後退灯・番号灯・側 方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷
車の		空気圧	
周りからの点検 〇	タイヤ	□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損
		亀裂、損傷	亀裂 損傷
		異状な摩耗	
		※ 溝の深さ	
	〇 エア・タンク	タンク内の凝水	
	〇 ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドの ※ ストローク	
		ジレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
前日・前回の運行におい て異状が認められた箇所			

[※]印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

〇印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

[□]印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

落ちない! 大型車の車輪脱落事故

正しい作業が、防ぐ事故。

徹底しよう!車輪脱落を防ぐ、4つのルール



規定のトルクで確実な締め付けを

締付け方式には、球面座で締め付ける JIS方式と平面座で締め付けるISO方式 があります。「規定の締付けトルク」で 確実に締め付けます。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、 ナット締め付け作業時(終了後)、「規定の締付けトルク」 で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。





50~100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下。 50~100km走行後を目安に、増し締めしてください。







一日一回の 日常点検を

運行前にホイールボルト、ナット を目で見てさわって点検してく ださい。異常を発見したらすぐ 整備工場へ





ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合する ホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ) は履けません!ISO方式では、スチールホイール用ホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません!







左後輪に注意!

車輪脱落の多くが、気がつ きにくい「左後輪」で発生し ています。左後輪の点検は 重点的に行ってください。



ホイールやホイールボルトの錆に注意!

ホイールやホイールボルト、ナットの著しい 鎌びたボルト・ナット 錆によると思われる車輪脱落が発生して います。著しい錆のあるホイールやホイ・ ルボルト、ナットは、交換してください。





詳しくは、 こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同総合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車地機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる

事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、 【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締付けトルク」で行ってください。 ※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい 取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、 スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について



JIS方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部 (球面座)にエンジンオイルなど指定の潤滑 剤を薄く塗布します。

ISO方式 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナット とワッシャーとのすき間にエンジンオイル など指定の潤滑剤を薄く塗布します。ナット の座面(ディスクホイールとの当たり面)に は塗布しないでください。

> ※ ホイールの固着防止のため、ハブのはめ合い部 (インロー部)にグリースを薄く塗布します。

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり 面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い 部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥 追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット 締め付け時の 注意点だよ!



③ ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。 また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

	COLUMN STATE OF THE MANUFACTURE OF THE PROPERTY OF THE COLUMN TO STATE OF THE COLUMN TO STA			
ホイール締付け方式	ISO方式(8穴、10穴)	JIS方式(6穴、8穴)		
ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ:10本(PCD335mm)	17.5(19.5の一部)インチ:6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ:8本(PCD285mm)		
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪:右ねじ(新·ISO方式) 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ(従来ISO方式)	前輪 M24(または20)後輪 M20、M30 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ		
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	球面座·6種類 41mm/21mm		
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め	インナー、アウターナットそれぞれで締め付け		
ホイールのセンタリング	ハブインロー	ホイール球面座		
アルミホイールの履き替え	ボルト交換	ボルトおよびナット交換		
後輪ダブルタイヤの 締付け構造	ボイールボルト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ホイール 球面座 インナー 球面座 ナット ナット 滑滑剤		

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年12月15日自動車局整備課

事故の恐ろしさを知って! 大型車の車輪脱落事故

~ 大型車の車輪脱落事故の危険性を知っていただくための啓発ビデオを公開しました ~

「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の活動の一環として、大型車の車輪脱落が死亡事故につながる危険性があることを啓発するビデオを、YouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

毎年、冬用タイヤに交換するこの時期に大型車の車輪脱落事故が多く発生していることから、本年11月から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しているところです(10月 30日プレスリリースを参照 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.ht ml)。

今般、同キャンペーンの一環として、大型車のタイヤが人体に衝突するとどのような事態になるかを実験し、車輪脱落事故の恐ろしさを実感してもらい、適切なタイヤ交換作業及びタイヤ交換後の確実な保守管理の実施を呼びかける啓発ビデオを公開しました。

大型車ユーザーにおかれましては、人命を奪う悲惨な事故を繰り返さないためにも、是非ご覧いただき、事故防止対策の積極的な取組をお願いします。

時速 60km/h で走行中のトラックからタイヤが脱輪し、ベビーカーを引いている男性に タイヤが衝突する想定での実験



〈安全啓発ビデオの公開ページへのリンク〉 URL: https://youtu. be/BE6-rcq81C8



<添付資料>

参考 大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ (抜粋)

〈問い合わせ先〉

自動車局 整備課 児島、川崎 代表:03-5253-8599(直通)、FAX:03-5253-1639

参考

大型車の車輪脱落事故防止に向けた安全啓発ビデオ(抜粋)



① 時速 60km/h で走行しているトラックからタイヤを放出



② タイヤは30m 先の男性(人形)とベビーカーに衝突し、男性とベビーカーは約4m 飛ばされました。



③ 男性の体はタイヤに沿うように折れ 曲がり、頭もタイヤに打ち付けられま した。



④ 男性は、頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊椎損傷、大腿骨骨折の傷害を負う結果となりました。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年3月31日 自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

~ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ~

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」(平成19年国土交通省告示第317号)を改正し、ホイールナットマーカー等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 (https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)

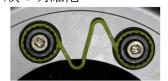


① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカーを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化
- ② 定期点検(3ヶ月ごと)の実施の方法
 - ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを 交換の目安として明記
- ③ 整備の実施の方法
 - ・タイヤ交換手順の明確化
 - ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカーの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケーター (ISO方式)装着の場合)

2. スケジュール

公 布 : 令和3年3月31日(本日)

施 行 : 令和3年4月1日

〈問い合わせ先〉

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599 (直通)、FAX:03-5253-1639

第三一種 郵 便 物 認 可明治二十五年三月三十一日

0

 \triangleright

0

報

次の表により、

自動車の点検及び整備に関する手引(平成十九年国土交通省告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

(号外第 75 号)

2 第三条 (スロープ付きバスの基準) 二、第四十条第二項、 するものであること。 略

貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。 基本方針一2(2)③において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一 用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第三十九条の 則 第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合

ځ

(略)

旦

から施行する。

〇国土交通省告示第二百七十九号

令和三年三月三十一日

第三条 (スロープ付きバスの基準)

2

貸切バス車両のうち、次の基準を満たすものをいう。 基本方針一2(2)③において移動等円滑化の目標が定められているスロープ付きバスは、

項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。)の基準に適合するものであるこ 用する同令第三章第三節(第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二 貸切バス車両の構造及び設備が公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において進

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。 国土交通大臣 赤羽

一嘉

線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍

****					l m	2	
からの点検	過タイヤ		(略)	点検箇所	日常点検の実施方法	日常点検の実施の方法 (略)	
□取付けの状態	(略)	(略)	(略)	点檢項目		拼	改
〇 ディスク・ホイールの取付状態について、目視により次の点検を行います。 ・ ホイール・ナットの脱落、ホイール・ボルトの折損等の異状はないか。 ・ ホイール・ボルト付近にさび汁が出た 痕跡はないか。 ・ ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。	(声名)	(犀谷)	(库各)	点検の実施の方法			正 後
からの点検	悪の	9 🖶			Щ,	2	
	タイヤ	(略)	(略)	点検箇所	日常点検の実施方法	日常点検の実施の方 (略)	
□販付	(路)	(略)	(略)	点檢項目		5法	
□取付けの状態				щ			改

令和3年3月31日 水曜日

			(1)	} }	ω			
(略)	点檢箇所		定規点機の美施方法 (1) 四輪自動車など	(器)	(注)1~4 (略) 定期点検の実施の方法			
(器)	点页像目		方法	,	(略) 実施の方	(器)		
	自家用乗用など				拼			
	自家用貨物など	(年又				(略)	(略)	
(器)	大型称聚	点検時期(年又は月ごと)						
	事業用など	でき						○ でかめのはにをごを言うるのでは、でいるのはにを
	被牽引自動車							- C ナナをの(は上を) 4 大 着 ジ る 本 () 1 () () () () () () () () (
(略)	点検の実施方法					(略)	(略)	ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの緩み等がないかを点検ハンマなどを使用して点検します。なお、ISO方式のホイール・ナットの緩み等がないかを点検にあっては、ホイール・ナットの緩みの点検にあっては、ホイール・ナットの回転を指示する方法又はホイール・ナットの回転を指示するインジケータを装着しインジケータ連結部の変形を目視により確認する方法に代えることができます。ただし、ホイール・ナット及びホイール・ボルトを一体で覆ラインジケータにあっては、目視によりディスク・ホイールの取付状態を点検する際に、インジケータを取り外して点検する際に、インジケータを取り外して点検する際に、インジケータを取り外して点検けるはならないことに注意してください。
			所 D		ω)
(略)	点検箇所		定期点傚の美施方法 (1) 四輪自動車など	(塞)	(注) 1~4 (略)定期点検の実施の方法			
(略)	点页衡田		1万法 J車など	-	(略) 実施の方	(器)		
	自家用乗用など				拼			
	自家用貨物など	点 (年又				(暴)	(略)	
(略)	大型棒殊	点 検 時 期(年又は月ごと)						
	事業用など	が、猫						○ ○ ○ 極 上述
	被牽引自動車							ドー・ツェック・エンジャー ロック・シャン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファ
								イスク・ホイールの取付状態についホイール・ボルトの折損、ホイール・ボール・ボルトの折損、ホイール・トの緩み等がないかを点検ハンマなどイヤ交換の際には、「3 定期点検の実方法」の「ホイール・ナット及びホイール・カルトの損傷」に示す方法その他の方より点検し、タイヤ交換後、ディスク・一ルの取付状態に適度な馴染みが生じ行後(一般的に50~100km走行後が望ましいとされています。)、トルク・チを用いるなどにより規定トルク(自要作者が定めるトルク値をいう。)でホル・ナットを締め付けます。この場合いて、JIS方式のダブル・タイヤのは、ホイール・ボルトの半数(1個おのアウター・ナットを締め付けます。次に、緩めウター・ナットを締め付けます。そのホイール・ボルトの残りの半数のアウ・ナット及びインナー・ナット及びインナー・ナット及びインカー・ナット及びインナー・ナットとついます。

曜日官	7 令和3年3月31日 >
·	
でなのくよく.	りる・ る・ が後げ際 デのルトク 方 部 ホない、八に関 ・ アのルトク 方 部 ホ
なび溶接ないか、	がないかを目視などにより点検します。 検します。 ディスク・ホイールを取付け 方案に次の点検を行います。 ・ 関係部品の清掃について、 ディスク・ホイールのハブへ の取付面とディスク・ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面(ISO カ・ホイール取付面(ISO 方式の場合はハブのはめ合い 部 (インロー部)を含む。)、
部に部に、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	お後のホデ、面のでは、「これを得て、「これを指する」、「は、「して、「した」、「して、「した」、「して、「して、「して、」、「これ、「して、「しょう」、「これ、「しょう」」、「しょう」、「しょう」、「しょう」、「しょう」」、「しょっ」」、「しょっ」」、「しょう」」、「しょう」」、「しょう」」、「しょう」」、「しょっ」」、「しょっ」」、「しょう」」、「しょう」」、「しょう」」、「しょっ」」、「しょっ」」、「しょっ」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」、「しょっ」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょっ」」」、「しょ」」」、「しょっ」」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょっ」」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょっ」」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょっ」」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」」」、「しょっ」」」、「しょ」」」、「しょっ」」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」」、「しょ」」」、「しょ」」」、「しょ」」」」、「しょ」」」」、「しき」」」」」」、「しきっ」」」」、「しき」」」」」」」、「しょ」」」」、「しょ」」」」」、「しき」」」」、「しき」」」、「しき」」」」」、「しき」」」」、「しき」」」、「しき」」」」
段及び指し、ナ・ル・ナッル・ナッル・ナッル・カッツ 損傷及 損傷及 目視など オカ・ブン・・	だにになるようには、 できまない できまない でんしい こくのいい こくのいい マーナ・ナー マーナ・ナー アンドラ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
高へ、グニグド	
の及び がないれ の当た! へたのれ への 取	が が が かん が が が が が が が が が が が が が が が が
り及び溶接部に がないか、ホイ の当たり面に着 の当たりあないか へたりがないか より点検します への取付面と	• %
り及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットがないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などに、より点検します。また、ハブへの取付面とディスク・ボーブ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・ボージ・イスク・バージャー・イスク・バージャー・イスク・バージャー・イスク・バージャー・イスク・バージャー・イスク・バー・イスク・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・バー・イスク・イスク・イスク・イスク・イスク・イスク・イスク・イスク・イスク・イスク	• 01
1	

388	号)	第75	身外第	(号					執		3	Έ		·····	日	水曜		日	3 1	3	3 月	ΞΞ	年	3	和	令			
										-											-								
(JIS方式の場合はホイー ル・ナットの座面部を含む。) を清掃し、さび、ゴミ、泥、 追加塗装等の異物を取り除き	ます。特に、積雪地域や舗接 されていない道路を走行する 車両にあっては、入念に清掃 してください。	・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑につい	て、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びボイー	イーン・ボント及びボイー ン・ナットのなび部掛びでホー	イール・ナットの当たり面に	規定の油類を薄く塗布しま	す。ISO方式の場合は、ホーイール・ナットねじ部及びホー	イール・ナットとワッシャと	の間にのみ規定の油類を薄へ	シロー部) に規定のグリスを	薄く塗布します。(潤滑につい		場合は、その指示に従ってく	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は、当数ディスク・ホイール	の中心点を挟んで反対側にあ	る2つのホイール・ナットを	交互に、かり、個々のホイー	ル・ナットが均等に締め付け	られるように数回に分けて	徐々に締める方法に則り行	い、最後にトルク・レンチを	用いるなどにより規定トルク	で締め付けます。この場合、	なるべく奥まで手で回して入	れ、円滑に回ることを確認し、	ひっかかり等異状がある場合	にはホイール・ボルト等を交	換します。特に、ホイール・
																									-				
		・ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑につい	て、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及バホイー	イーン・ボヴァ及びボイーン・ナットのねび塔掛びでボー	イール・ナットの当たり面に	規定の油類を薄く塗布しま	す。ISO方式の場合は、ホーイール・ナットわじ部及び活	イール・ナットとワッシャと	の間にのみ規定の油類を塗布	製作者の指示がある場合は、	その指示する方法で行うこ	[m		・・ドノーラ・十多の雑年子	は、当該ディスク・ホイール	の中心点を挟んで反対側にあ	る2つのホイール・ナットを	交互に、かり、個々のホイー	ル・ナットが均等に締め付け	られるように数回に分けて	徐々に締める方法に則り行	い、最後にトルク・レンチを	用いるなどにより規定トルク	で締め付けます。この場合、	なるべく奥まで手で回して入	れ、円滑に回ることを確認し、	ひっかかり等異状がある場合	にはホイール・ボルト等を交	換します。

令和3年3月31日 水曜日

																									剛		析	(器)	淞酮	F
																											タイヤの交換	(路)	整備項目	
(2) (器)	ト及びインナー・ナットについても同様の指置を描じます。	の残りの半数のアウター・ナッ	す。その後、ホイール・ボルト	アウター・ナットを締め付けま	を締め付けます。次に、緩めた	トを緩めて、インナー・ナット	数(1個おき)のアウター・ナッ	場合は、ホイール・ボルトの半	JIS方式のダブル・タイヤの	付けます。この場合において、	ひ。) かボイーブ・ナット 外緒 る	製作者が定めるトルク値をい	などにより規定トルク(自動車	す。)、トルク・レンチを用いる	が最も望ましいとされていま	(一般的に50~100 k m走行後	に適度な馴染みが生じる走行後	ディスク・ホイールの取付状態		(8)~(10) (路)	法による点検を行います。	車において行う点検)」に示す方	ホイール・ボルトの損傷(大型	法」の「ホイール・ナット及び	は、「3 定期点検の実施の方	(7) 大型車のタイヤ交換の場合	(1)~(6) ()格)	(略)	整備の実施の方法	
																										•	(路)	(略)	注 意 事 項	

た場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。 ここでは、「2 日常点検の実施の方法」<u>や</u>「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果又は点検を行わなくとも使用状況等によって、清掃、調整、交換などの整備が必要となっ 整備の実施の方法

(1) 四輪自動車など

装置

走行装置

(恩)

表例について、その実施の方法を説明しています。 ここでは、[2] 日常点検の実施の方法」 $\underline{c}[3]$ 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った \underline{a} た、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代

整備の実施の方法

(1) 四輪自動車など

	タイヤの交換	()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	整備項目
(新設) (略)	(1)~(6) (略) (新設)	(解各)	整備の実施の方法
	(原資)	(解答)	注 意 事 項

(2)

則 磊 (磊)

墓

暴

磊

(磊)

氮

磊

氮

(2)

磊

391

〇国土交通省告示第二百八十号 この告示は、令和三年四月一日から施行する

(号外第75号) 用する場合を含む。)並びに第二項第一号(同令第二十四条(同令第二十六条の五において準用する場合を含む。)、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。)及び第二号(同令第二 を定める告示及び自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。 十四条(同令第二十六条の五において準用する場合を含む。)、第四十三条の七及び第六十三条の八において準用する場合を含む。)の規定に基づき、自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第八条の二第一項(同令第二十四条(同令第二十六条の五において準用する場合を含む。)、第四十三条の七及び第六十三条の八において準 自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示及び自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示 令和三年三月三十一日 国土交通大臣 赤羽

(自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示の一部改正)

の一部を改正する告示

第

一条 自動車登録番号標等の表示の位置及び表示の方法の基準を定める告示(平成二十七年国土交通省告示第千二百六十五号)の一部を次のように改正する。 附則第二項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年九月三十日」に改める。

(自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部改正)

第二条 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示(平成二十七年国土交通省告示第千二百六十六号)の一部を次のように 改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年九月三十日」に改める

〇国土交通省告示第二百八十一号 補償コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)の一部を改正する告示を次のように定める。

この告示は、公布の日から施行する。

令和三年三月三十一日

補償コンサルタント登録規程の一部を改正する告示

第二条第三項の次に次の二項を加える。 補償コンサルタント登録規程の一部を次のように改正する

の後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。 前項の登録の更新の申請があった場合において、第二項の有効期間満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間満了

前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

第四条第三項第七号を次のように改める。 法人である場合においては、次に掲げる書類

直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

直前一年の各事業年度の財務に関する事項を記載した一覧表(別記様式第八号)

直前一年の各事業年度の完成業務原価報告書(別記様式第九号)

第十五号」を「別記様式第十三号」に改める。 第四条第三項第八号中「別記様式第十二号及び第十三号」を

第九条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第十六号」に改める。

第八条第一項中「別記様式第十七号」を「別記様式第十五号」に改める。 第七条第一項中「別記様式第十六号)及び第四条第三項第七号又は第八号の」を「別記様式第十四号)及び第四条第三項第七号(口を除く。)又は第八号に掲げる」に改める。

「別記様式第十号及び第十一号」に改め、

同項第十一号中「別記様式第十四号」を「別記様式第十二号」に改め、

同項第十二号中「別記様式

-45-

国土交通大臣

赤羽

一嘉

国自整第 197 号の 2 令和 2年 11 月 11 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局 運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底 方お願い致します。

別添 国 自 整 第 197 号 令和 2 年 11 月 11 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。

今般、分解整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

- 1.業務支援において、作業員を借り入れる事業場(以下「借入事業場」という。)と作業員を貸し出す事業場(以下「貸出事業場」という。)は同一の自動車特定整備事業者であること。
- 2. 作業員を貸し出した後であっても貸出事業場及び借入事業場は、ぞれぞれの事業場(指定自動車整備事業についても同じ。)の従業員の基準を満たすこと。
- 3. 貸し出される作業員は、貸出事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
- 4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
- 5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
- 6.貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、 借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
- 7. 借入事業場及び貸出事業場は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

(参考)

Q&A

- Q 1. 「特定整備事業者の事業場の従業員以外の作業員」は整備士の有資格者で なくても良いのでしょうか。
- A1. 良い。
- Q 2. 他の事業場の従業員が作業を行う場合は、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者の当該従業員を工員数及び整備士保有数に含むことができるか。
- A 2. 他の事業場の従業員は工員には含まない。この考え方については、従来の 取扱いから変更はない。
- Q3. 他の事業場の作業員は、アルバイト等雇用形態は問わないということでよいか。
- A 3. 雇用形態については、事業者の責務において他法令を遵守するよう指導されたい。
- Q 4. 他の事業場の認証及び指定要件に定める要員数や整備士割合を確保してお く必要があるのではないか。
- A 4. 認証及び指定要件の考え方を変更した取り扱いではないため、送り出す事業場の認証又は指定要件についてはこれまでどおりの取扱いとなる。
- Q 5. 「保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合に、借入事業場が貸 し出された作業員に対し必要な教育」とは何か。
- A 5. 例えば、作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有する作業を行うために、「作業の流れ、作業指示等工程の管理」、「作業の標準化」、「定期点検の実施体制」の内容などが考えられる。

国自整第 206 号の 2 令和 2 年 11 月 12 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備 の申請(変更)の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸 部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い 致します。

別添 国 自 整 第 206 号 令和2年11月12日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

車両置場を有しない分解整備を行う事業場に係る電子制御装置整備 の申請(変更)の取扱いについて

昭和42年5月25日以前に認証を取得した事業場は、車両置場の設置に係る具体的な基準が規定されていなかったことから、事業場内を含め車両置場を有していない事業場が存在するが、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)第57条に基づき、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有していることを認証時に確認している。

このため、法令に定める車両置場を有していないものの、従前から事業の経営上で必要な車両置場の確保に努めてきたところである。

以上の措置の実態を鑑み、下記の全てを満たす事業場であって、電子制御装置整備に係る申請(変更)時に従前より事業者が確保している車両の収容場所については、施行規則別表第4に定める電子制御装置整備の車両置場を有しているものとして扱うこととしたので、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申 し添える。

記

- 1. 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(昭和42年運輸省令第27号)附則第2項の規定により作業場の規模の基準について、改正前の同規則の適用を受けていること。
- 2. 従前から事業の経営上で必要な車両の収容場所を引き続き確保していること。
- 3. 電子制御装置点検整備作業場は分解整備を行う事業場の屋内作業場と兼用する場合 に限ること。
- 4. 敷地内に、屋内作業場の外に施行規則別表第4に定める車両置場の規模の基準を満たす広さを有していないこと。
- 5. 電子制御装置整備の対象とする自動車の種類について、分解整備の対象とする自動車の種類から拡大しないこと。
- 6. 電子制御装置整備を行うため、当該事業場と車両の収容場所間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分に安全措置を講じた上で移動させること。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年1月26日 自 動 車 局 整 備 課 自動車局安全政策課

冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

~ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ~

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が 発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用 していることを確認しなければならないこととしました。

1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨 する使用限度**よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
 - ・ 運行管理者は、 雪道を走行する自動車について、 点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



2. スケジュール

公 布 : 令和3年1月26日(本日)

施 行 : 公布の日

〈問い合わせ先〉

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599 (直通)、FAX:03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表:03-5253-8565 (直通)、FAX:03-5253-1636

事 務 連 絡 令和3年3月31日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

> 国土交通省自動車局整備課 整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記について、各地方運輸局自動車技術安全部整備(整備・保安)課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あてに別紙のとおり通知したのでお知らせします。

 別紙

 事 務 連 絡

 令和3年3月31日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿 自動車技術安全部整備・保安課長 殿 沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

> 自動車局整備課 整備事業班長

指定自動車整備事業点検表について

標記については、「指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について」(平成24年3月14日付、国自整第156号)記2. に基づき、「指定自動車整備事業点検表について」(平成24年3月23日付、事務連絡)により通知したところですが、今般、特定整備制度(電子制御装置整備)の施行に伴い、点検表を別添のとおり改正し、送付しますので、事業者の指導に活用されますようお願いします。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別紙のとおり通知したので申し添えます。

「指定自動車整備事業点検表について」新旧対照表

	新		旧	
指定自	動車整備事業 点検表		指定自動車整備事業 点検表	
指定番		《実施者は役員又は役員に生ずる者(部門長&事業場管理責任者等)		
	拉班	ke以下 そ	事業場名 軸重 トロスリア そ	
事業場:	条件 発用を受ける 大田	ke以下·未満 他	東南重金 車両計重金 ドェ以下・未満 0.0	
対級自	(大) (中) (小) (乗) 小四 小三 小二 軽 大持 大持	発	対象自動車 (大) (中) (小) (職) 小四 小三 小二 軽 大将 大将 件	
I A	1級整備士※ 名 整備士保有率(A)/(B) 自 勃 勃		工 日 1 歌整備士※ 名 整備士保有率(A)/(E) 自 動 2 砂整備士※ 名	
数	る		数 名 内 : 3級整備士※ 名 申 検	
)	1~3級整備士以外の工員 名 ※(A)/(8)の最21/2似上の泉 員		B	
	※ 2種類以上の整備士資格を保有している場合は、数字の小さい級で集計する。 確認項目 適	· 否	※ 9種類以上の韓福十次称称保有1.71 活組会は 第宝の小地 級が毎計する. 値 ・ 否 編巻	
		· 否	1 指定基準(工員数(4名以上ただし対象自動車が普通(大)は5名以上)、整備士保有率(1/3))は適合しているか 適・ 否	
		- 否 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者 に外注(構内外注を除く)した場合を除く。	2 屋内規車作業権、完成検査場等に変更はないか 適・ 否 3 検査用機器に変更はないか 適・ 否	
		· 香	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外 (3階)・完成検室場・路上等)で分解整備作業を行っていないか 適・ 否 5 事業場の体制が常に事業場組織回により明確化されているか 適・ 否	
I	5 外注作業について適切に運用されているか 適	外注している場合「課る。 (電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定・ ・ 否 整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付してい	6 管理規程が実態に即応し、追切な管理下のもと業務が行われているか 通・ 否	
123		るか。(指定整備の場合は、できばえ確認が必要))	本	
EE BAI GR		 ・ 否 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。 ・ 否 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。 	金 9 原証・指定機器を見見いように移示してあるか 適・ 否	
	8 エーミング作業が適切に実施されているか 適	・ 否 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。	10 指定整備に関する契料等が保管・管理されているか。 適・ 否 11 認証、指定の対象自動車以外の自動車が入庫していないか。 適・ 否	
	4.0 離れた電子制御装置点検整備作業場を有している場合、当該作業場への移動時における安全対策が確実に実施され、その保守管理が適 3.a	 ・ 否 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。 ・ 否 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。 	12 事業場内(社用車、従業員のマイカー等)に不正改造車はないか	
	切げ行われているか	 ・ 否 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。 ・ 否 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。 	14 主任技術者は整備技術についての責任者として指導を行っているか 適・・ 否	
	12 完成検査場で変ガラス、バンハ・グリルの取外し作業等が実施されていないか 通	・ 吉 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。	15 自社以外の工員が作業して、以いが	
	は5名以上)、整備士保有率(1/3))は適合しているか	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 指定整備の対象自動車以外の車両に交付していないか	
	3 検査用機器に変更はないか 通	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 書談等及び交付しない保安基準適合標準は未挟し、福端されているか 道・否 保 4 保支基単語合談(紙限制)及の保支基単語合数率(電子保護)の出物管理(侵受出物院、交付合院の影響等)は通知に行われているか 道・否	
	4 整備・点検作業場として届け出ている作業場以外(通路・完成検査場・路上等)で特定整備作業を行っていないか 適	・ 否 電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で行うものを除く。	安	
	6 事業場の体制が深に事業場組織回により明確化されているか 適 6 管理規程が実際に即応し、適切女管理下のもと業務が行われているか 適	· 香	連 6 事業者のの管理体制は追切に行われているか 通 · 否	
Jax II	7 事業場管理表任者、主任技術者の変更時の引達ぎ処理は適切か 適	· **	証 8 検査員が休みの日に適合証の証明がされていないか 適・ 否 9 適合証が一度交付された準備に対し再度証明されていないか 適・ 否	
業場		· 8	10 保安荃準適合証を交付した車両は、自轄支保険に適切に加入しているか 適・ 否	
金般		· 8	11 電子保安基準適合証システムのログインに必要なの及びバスワードが適正に管理されているか 適・ 否	
	11 認証、指定の対象自動車(電子制御装置整備の対象車両を含む)以外の自動車が入庫していないか 適	· 8	報题項目 適・否 備考 指 1 料金表の掲示及び概算規模書の交付を確認に行っているか 適・否	
	And the first state of the first state of the first state of the state	· 중	定 2 党入点検の結果が记載されているか 適 ・ 否	
		 否 自動車特定整備事業者等における事業者間の業務支援に 	2 保安整準に適合して、以、単両不正改造を含むが入庫した壁に適切に対応しているか 適・否 4 作業指示は適正に行われているか 適・否	
	15 指定整備に投いて、自事業場以外の工員が作業していないか	- 古 ついて(今和2年11月11日付け国自皇第197号) 基づ (業務支援を除く。	内 5 完成検査が関係法令等に基づき確実に行われ、その記録が確実に設定整備記録等に行われているか 適・ 否 6 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか 適・ 否	
		· 8	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか 適・否	
ш		· 중	2 毎年、自動車検査員等係を受けさせているか 道・ 否 3 保安基準適合証に呼りする印象の管理が確実に行われているか 道・ 否	
保		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 取務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	
- 基	6 事業者印の管理体制は適切に行われているか 適	· 8	動 6 自動車快速延と同一性の確認を行っているか、また、同一性が困違している車両に延明していないか 適・・ 否	
適合		· 8	検査又は整備が完了していない専問に証明していないか	
EE.	9 適合証が一度交付された車両に対し再度証明されていないか 適	· 8	角 9 検査を行った曲動車検査員曲らが延明行為を行っているか 適・ 否	
		. 8	10 保安を単に適合して、収い単同(不正改造等)に証明して、収いか	
*		· 중	12 検室用機器が結婚等しているのに検査が行われていないか 適・ 否 13 検室用機器の能力を超えた無両径検索に、延明していないか 適・ 否	
*	3 作業指示は適正に行われ、確実に作業が実施されているか 適	· 否	1 指定整備記録等の様式は適切に選択されているか 適・・ 否	
о п	5 完成検査は自工場で選任された自動車検査員が自ら行っているか 適	· 香	2 保安要準備会証及び自動車検査証の記載率項との整合性はとれているか 適・否 3 点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか 適・否	
	1 自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか 適	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 過去2年分の指定整備記録簿は適切に保管・管理されているか 適・ 否	
	3 保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか 適	· 8	検	
٧		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	用 3 保守管理の記録は適切に行われているか 適・ 吉	
動動	6 自動車検査証と同一性の確認を行っているが、また、同一性が拍達している車両に証明していないが 適	· 西	機 4 検室用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか 適・ 否 器 5 検室用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか 適・ 否	
車快		· 香	具 6 検査用機械器具の管理条任者が明確に任命されているか 適・ 否 1 整備主任者に変更があった時に施切な処理が行われているか 適・ 否	
查	9 検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか 通	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 整備主任者に選任している者に対して研修を受けさせているか 適・・ 否	
	11 検査の年月日を操作して証明していないか 適	· 8	3 分解整備記録簿は通切に交付され、また過去2年分保存されているか	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0 6 6 苗特記録表、金錦・教育記録表を備え付け、記載されているか	
vı	1 指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか 適	· 香	5 社内教育・研修を定期的に行っているか	
程 足 &		· 8	8 電子保安基準適合証を交付(保適情報を登望情報処理機関へ提供)することへの承請者が2年間保存されているか 適・ 否 ** この点検表については、監査時に確認を行います。	
# #	4 電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか 適	・ - 杏 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。	・・・こうだれないこというは、血量可に収めてはいよう。	
炸加	5 過去2年分の指定整備記述簿(電子制御機器整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は造切に保管・管理されているか 造 1 1日1回の結業を検は確実に行われているか 適	· 否		
練	2 社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか 適	· 중		
田		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
級	5 検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか 適	· 8		
Д.		· 중		
en z	2 社内教育・研修を定期的に行っているか 通	· 중		
そ の 他		· 否		
le le	5 電子保安基準適合証を交付(保施情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか 適	· 图		

指定自動車整備事業 点検表

※実施者は役員又は役員に準ずる者(部門長&事業場管理責任者等)

指定番·	号				点検日	令和	年	J	₹	B	実施者					
古类担	<i>A</i> 7											軸重				kg以下 ~ そ
事業場:	4										AT III	車両重量·車両	総重量			kg以下·未満 の
		普通	普通	普通	普通		_				条件	燃料等				他 条
対象自	ヨ動車	(大)	(中)	(小)	(乗)	小四 小	\=	小二	軽	大特		大特				
_				1級3	整備士※		名	整備	i士保有率	(A)/(B)	_					<u> </u>
五員				l	整備士※		名	-			自動					
数		名	内		整備士※		名	-			車					
B		-	訳		計(A)		名	+		%	検 査					
Ü				1~3級整備		- a	名	.‰(∧)	/(B)の値>		8					
						- ペ 資格を保有して		_								
					工V正開工	確認項目		o ()()	-07/1/20	·版 C 未 日 7	.a.o.		適		否	備考
	1	救備主任:	老に亦雨も	びなった時に滴っ	₩1.1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	行われているか							適	•	否	開っつ
													+	÷		
	2	笠洲土口?	台に選正し	しいる日に対し	して呼吸です	とけさせているか	•						適		否	
	3	特定整備	記録簿は通	箇切に交付され	、また過去	2年分保存されて	ているか						適	•	否	電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注(構内外注を除く)した場合を除く。
	4		等認証基準	生に適合するよ	うに設備の:	維持及び管理を	行っている	5か					適	_	否	Na di seria di mana di
		10 ML — > (1) HOURTEN	-1-221700	71-UX (III) 47.	#11/00 B-IC	11,500	J10					-			 外注している場合に限る。
I 認	5	外注作業	について適	類切に運用され [−]	ているか								適		否	(電子制御装置整備を外注した場合は、作業を行った特定整備事業者が適切に特定整備記録簿を作成、交付しているか。(指定整備の場合は、できばえ確認が必要))
証	6	電子制御	装置整備に	こ必要な整備技	術情報を入	手できる体制に	あるか						適	•	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
関 係	7	整備技術	情報に基づ	びく必要な電子制	制御装置整	備が確実に実施	されてい	るか					適		否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	8	エーミング	作業が適	切に実施されて	いるか								適		否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	9	雷子制御	生置占焓图	&備作業場外で	・エーミング・	作業を行うことか	「できる冬	件の違	反けない	<i>أ</i> ار			適			電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	,					=					LET##1-5	9#++ 20/F	_			も 1 的 呼吸 色 正 棚 2 心 配 こ 以 付 こ に 物 合 に 版 も 。
	10			≣点梗整備作業 oれているか	場を有して	いる場合、当該	作業場へ	の移動	時におげる	る女全刃束	か傩美にき	尾施され、その係	適	٠	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	11				:用設備を有	している場合、	その管理・	体制は	適切か				適		否	L 電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	12					作業等が実施			~_ //				適	-		電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
	- '-					三に車両総重量			信載量56	シルトマけ	垂亩忠昌	30 人 以 上 の 亩	1			です。
	1					(3))は適合して		、取八	良戦里の	ン以工人は	木平足貝	30人以工07年	適	٠	否	
	2	屋内現車	作業場、完	成検査場等に	変更はない	か							適		否	
	3	検査用機											適			
	_	人五八八人	HH 1 - X X 10	, , , , ,									+=			L 電子制御装置整備の一定条件のもと作業場以外で
	4	整備・点検	作業場と	して届け出てい	る作業場以	外(通路・完成村	検査場・路	上等)7	で特定整備	情作業を行っ	ていない	か	適	٠	否	電子前脚級直至偏の
	5	事業場の	体制が常に	こ事業場組織区	により明確	化されているか							適		否	
	6	管理規程:	が実態に即	『応し、適切な管	管理下のも と	業務が行われ	ているか						適		否	
п	7					継ぎ処理は適り							適	_	否	
事	8					習得に努めてし							適	-	否	
業	9	•		易いように掲示		日付におめて							+-	-	否	
場 全						7 4							適			
般	10	指正登[[- 関9 る負	【料等が保管・管	当理されて	' るか							適	•	否	
	11	認証、指定	この対象自 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	動車(電子制御	即装置整備の	の対象車両を含	む)以外の	自動車	≢が入庫し	ていないか			適		否	
	- 40	****	/±1 m ± /	*** - a - 1	#*\!- T -	F3L\# == 1 L4c1 .							1-4-			
	12					E改造車はない							適	•	否	
	13	会社の休	日及び営業	美時間外に、従	業員が許可	無く工場を使用	していなし	いか					適	•	否	
	14	主任技術	者は整備技	支術についての	責任者とし	て指導を行ってし	いるか						適	•	否	
	15					業していないか							適			自動車特定整備事業者等における事業者間の業務 支援について(令和2年11月11日付け国自整第19 7号)に基づく業務支援を除く。
	1					けの処理は適切	か						適			
	2			助車以外の車両									適	•		
ш	3	書損等及	び交付しな	い保安基準適	合標章は朱	抹し、編綴されて	ているか						適	•		
	4	保安基準	適合証(紙	保適)及び保安基	基準適合標章	(電子保適)の出	出納管理(接	受出納	帳、交付台	台帳の記載等	()は適切に	行われているか	適	•	否	
保 安	5	保安基準	適合証綴(紙保適)及び保	安基準適合	6標章綴(電子係	保適)の保	管は適	切に行わ	れているか			適	٠	否	
基準	6	事業者印	の管理体制	訓は適切に行わ	れているか			-					適		否	
準 適	7	保安基準	適合証の3	を付権限が明確	館に事業場管	・理責任者及び	代務者へ	委任され	れているか),			適		否	
合	8	検査員が	休みの日に	こ適合証の証明	がされてい	ないか							適	•	否	
証	9	適合証が・	一度交付さ	れた車両に対	し再度証明	されていないか							適	•	否	
	10					食に適切に加入)\					適		否	
	11					表に過ずに加入 要なID及びパス!			理されて	いるか			適		否	
IV	1			己載されている。			// //			- 07			適			
指	2					む)が入庫した	際に済わり	- 44 5	しているか	`			適	÷		
定数							M:い一面 別	ーハル	しているか	-			+	÷		
定 整 備 の	3			テわれ、確実に				#b ++ ==	163 661-1-	- ، ب- مليك	4.		適			
の 内	4					、その記録が確		金備記	球溥に行	つれている	'J'		適	•	否	
容	5	完成検査	は目工場で	で選任された自	動車検査員	が自ら行ってい	るか						適	•	否	

第一章 整備事業関係

			,			,
		確認項目	適	٠	否	備考
	1	自動車検査員に変更があった時に適切な処理がなされているか	適	•	否	
	2	毎年、自動車検査員研修を受けさせているか	適	٠	否	
	3	保安基準適合証に押印する印鑑の管理が確実に行われているか	適	٠	否	
	4	職務権限が与えられ、全従業員にその内容が周知されているか	適		否	
V	5	自工場以外で点検整備(一部も含む)をした車両の検査を行っていないか	適	•	否	
自	6	自動車検査証と同一性の確認を行っているか、また、同一性が相違している車両に証明していないか	適		否	
動車	7	検査又は整備が完了していない車両に証明していないか	適	•	否	
検	8	検査作業の実務の全過程を自ら行っているか	適	•	否	
査員	9	検査を行った自動車検査員自らが証明行為を行っているか	適	•	否	
	10	保安基準に適合していない車両(不正改造等)に証明していないか	適	•	否	
	11	検査の年月日を操作して証明していないか	適		否	
	12	検査用機器が故障等しているのに検査が行われていないか	適		否	
	13	検査用機器の能力を超えた車両を検査し、証明していないか	適		否	
ΛΙ	1	指定整備記録簿の様式は適切に選択されているか	適		否	
指	2	保安基準適合証及び自動車検査証の記載事項との整合性はとれているか	適		否	
定整	3	点検、整備の概要及び検査の結果等が確実に記載されているか	適		否	
備	4	電子制御装置整備の一部外注を行った場合、一部外注に関する必要事項が確実に記載されているか	適	•	否	電子制御装置整備の認証を取得した場合に限る。
記 録 簿	5	過去2年分の指定整備記録簿(電子制御装置整備の一部外注を行った場合は、外注作業実施書を含む)は適切に保管・管理されているか	適		否	
VII	1	1日1回の始業点検は確実に行われているか	適	•	否	
検	2	社内規程に基づき検査用機械器具の定期点検が確実に行われているか	適		否	
査	3	保守管理の記録は適切に行われているか	適		否	
用 機	4	検査用機械器具の校正(検定)の有効期間は切れていないか	適	•	否	
械 器	5	検査用機械器具の校正結果成績表は、適切に保存されているか	適		否	
具	6	検査用機械器具の管理責任者が明確に任命されているか	適		否	
	1	苦情記録表、会議・教育記録表を備え付け、記載されているか	適		否	
VIII	2	社内教育・研修を定期的に行っているか	適	•	否	
そ	3	整備主任者、自動車検査員等の従業員は自身が実施すべき業務、実施できない業務を把握しているか	適		否	
の 他	4	検査作業と整備作業は分業化されているか	適		否	
165	5	電子保安基準適合証を交付(保適情報を登録情報処理機関へ提供)することへの承諾書が2年間保存されているか	適		否	